

令和3年度 沖縄県社会福祉審議会委員 応募要領

1. 公募を行う附属機関の名称

沖縄県社会福祉審議会（以下、「審議会」という。）

2. 審議会の目的及び審議事項

沖縄県における社会福祉に関する重要事項について、知事の諮問に応じて、調査審議すること。

3. 募集人数

- (1) 学識経験を有する者のうち「児童福祉」分野 1名
- (2) 学識経験を有する者のうち「児童保育」分野 1名

4. 応募資格

(1) 応募できる者は、次に掲げるすべてに該当する者とする。

- ① 沖縄県内に在住する者であること
- ② 満20歳以上であること
- ③ 沖縄県議会の議員または沖縄県の執行機関の常勤職員ではないこと
- ④ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと
- ⑤ 日本国籍を有すること
- ⑥ 年2～9回程度開催される審議会に出席可能な者であること
- ⑦ 応募しようとする分野に応じて、次のア～イのいずれかに該当する者であること
 - ア. 児童福祉分野で応募しようとする者については、「児童福祉分野」に関する専門的な知識を有し、かつ、中立・公平な立場から助言できる者
 - イ. 児童保育分野で応募しようとする者については、「児童保育分野」に関する専門的な知識を有し、かつ、中立・公平な立場から助言できる者

5. 応募方法

次の応募書類を、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課へ持参または郵送で応募してください。なお、一度提出された書類については、返却しませんのでご了承ください。

- ① 沖縄県社会福祉審議会委員応募申込書（応募する分野の□にチェック）
- ② 小論文（様式は自由、文字数は1,400字程度）

6. 小論文のテーマ

- (1) 児童福祉分野で応募：今後の児童福祉のあり方について
- (2) 児童保育分野で応募：今後の児童保育のあり方について

7. 募集期間

令和3年6月4日（金）から令和3年6月30日（水）まで

持参の場合：土日祝日、慰霊の日（6月23日）を除く午前8時30分から
午後5時15分までの間で受付

郵送の場合：令和3年6月30日（水）の消印があるものまで有効

8. 審議会委員の報酬等について

- (1) 報酬：日額9,300円（所得税控除前の金額）
- (2) 費用弁償：沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年条例第49号）の適用を受ける職員の旅費相当額
- (3) 任期：令和3年9月19日より3年間
- (4) 開催回数：年に2～9回程度（ただし、審議案件により増減します）

9. 選任方法

沖縄県子ども生活福祉部に設置する「選任委員会」において、応募申込書及び小論文をもとに審査し、選任します。なお、書面審査のみでは選任が難しい場合には、面接を実施することがあります。

10. 選任結果の公表

選任結果は、沖縄県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表します。
なお、書類審査や面接審査の評定など選任過程に関する書類などは公開しておりませんのであらかじめご了承ください。

11. 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課（本庁舎3階） TEL (098) 866-2177